

JEAG4204 原子燃料品質管理指針 改定案

意見その1

3頁、2.2 製造管理の実施：各項目を図や写真を使った簡単な具体例で解説する。

対応

御指摘の 2.2 製造管理の実施 において、必要と考えられる項目については本文及び解説で具体的に記載しており、原子燃料の製造に関する商業機密の観点から事業者への配慮が必要であるため、これ以上の具体的記載については難しいと判断されます。したがって、原案のままとさせていただきます。

意見その2

5頁、3.1(4) 検査の方式：具体例を示し、方式選定の理由を付記する。

対応

御指摘の点は、参考事項 1. 品質管理及び検査方法の用語の説明 (ル)検査の方式 に表 2 検査の方式(9頁) と併せて各検査の適用について記載できる範囲で具体的に記載しております。なお、検査方式が当事者間によって決められることに配慮する必要があり、原案のままとさせていただきます。

意見その3

8頁、参考事項：各検査方法が、製造段階から炉に装荷される段階迄のどこに適用されるか例示が欲しい。

対応

本指針は、本文 第一章序論 1. 一般 の冒頭に「・・・原子燃料製造にかかる品質管理に関する基本事項について述べたものである。」と記載されているように原子燃料の製造段階に適用されるもので、その後の炉への装荷段階等には言及しておりません。したがって御指摘のような例示は必要ないと判断いたしますので、原案のままとさせていただきます。